

## 妊娠・出産したかたへ（針對懷孕・生產了孩子的人）

### ▶ 妊娠届出と母子健康手帳の交付

医療機関で記入された妊娠届出書をお持ちください。母子健康手帳をお渡しします。

【手續場所】健康増進課（保健センター） ☎51-6792

### ▷ 懷孕登記以及母子健康手冊的交付

請攜帶醫療機關填寫的懷孕申報單去登記，就會發給母子健康手冊。

【手續辦理場所】健康増進課（保健中心） ☎51-6792

### ▶ 妊婦一般委託健康診査受診票の交付

妊婦健診費用の一部を助成するものです。受診票は母子健康手帳交付のときにお渡しします。また、多胎妊娠の場合、受診票の追加交付をします。

### ▷ 孕婦一般委託健康檢查受診票的交付

這是補助孕婦健康檢查費用的一部分。受診票會在交付母子健康手冊時發給。另外，如果懷了多胎孕的情況下，會追加發給受診票的。

### ▶ 母親教室・両親学級

同じ時期に出産や子育てを迎える仲間と一緒に妊娠・出産・育児について楽しく学べる教室です。開催日程などは母子健康手帳交付のときや広報とわだでご案内します。

### ▷ 母親教室・雙親學習班

是一個能夠與在相同時期迎接生產或者養育孩子的人們一起愉快地學習有關懷孕、生產以及育兒知識的教室。

舉辦日程等會在交付母子健康手冊時告知以及在廣報 TOWADA 上通告。

### ▶ 訪問指導・健康相談

保健師が訪問や、電話で相談をお受けします。

### ▷ 訪問指導・健康輔導

保健師作訪問以及接受電話諮詢。

### ▶ 妊産婦十割給付証明書の交付

国保加入の妊産婦に対して、妊産婦十割給付証明書発行の日から出産した月の翌月末までの通院分の医療費を助成します。国民健康保険証・母子健康手帳をお持ちの上、手続きをしてください。

【手續場所】国民健康保険課 51-6750・十和田湖支所

### ▷ 孕産婦十成補貼證明書の交付

對於加入國民健康保險的孕産婦，從交付孕産婦十成補貼證明書の當天起給予補助去醫院看病的全

部醫療費，一直到生產後的第二個月月底為止。請帶上國民健康保險證和母子健康手冊去辦理手續。

【手續辦理場所】國民健康保險課 51-6750・十和田湖分所

### ▶ 出產育兒一時金

國保加入者が出産したとき（妊婦 12 週以上の死産・流産を含む）、世帯主に出産育兒一時金が支給されます。

### ▷ 生産育兒補助金

加入國民保險的人生了孩子（包括懷孕 12 周以上的死産、流産），會發給戶主生産育兒補助金。

### ▶ 未熟兒養育医療給付制度

未熟兒を養育している保護者のかたに対し、未熟兒の医療費を退院（最長 1 歳の誕生日前々日）まで助成します。

### ▷ 早産兒撫養医療補貼制度

對撫養早産兒的家長，補助早産兒的醫療費用直到出院（最長到一歲生日的前兩天）為止。

## 子どもの保健（小孩的保健）

### ▶ 乳幼兒の健康診査・健康相談一覽

### ▷ 乳幼兒的健康檢查・健康輔導一覽表

No.1

健診・相談名 (健檢・輔導名稱)	対象年齢 (對象年齡)	場 所 (地 點)	備 考 (備 考)
赤ちゃん訪問	退院後～おおむね 生後 4 か月までの 間	事前に訪問日時を確認 し、保健師または助産 師、看護師が家庭訪問 します。	・十和田市に住所のあるすべての 赤ちゃんに家庭訪問を行っ ています。 ・市外に里帰りされた場合は、 里帰り後の訪問になります。
嬰兒訪問	從出院後到出生後 大約 4 個月左右的 期間	事先確認好訪問日期以 及時間之後，保健師或 者助産師、護士進行家 庭訪問。	・對在十和田市內有地址的所有 嬰兒都進行家庭訪問。 ・如果回了市外娘家的情況下，等 返回家以後再去訪問。
1 か月健診	生後 1 か月	出産した病院または小 児科	・乳兒一般委託健康診査受診票 はほとんどの場合、1 か月健 診で使用しますので、忘れずに 持参しましょう。
一個月健康檢查	出生後一個月	出生的醫院或小兒科	・乳兒一般委託健康檢查受診票 幾乎都在一個月健康檢查時使 用，所以不要忘了帶去。

4 か月健診	生後 4 か月	保健センター(月 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満 4 か月を過ぎてからお越しください。</li> <li>・2,500g 未満で生まれた赤ちゃんは、出産予定日から 4 か月後にお越しください。</li> <li>・健診の前に授乳は済ませておきましょう。</li> </ul>
四ヶ月健康検査	出生後四ヶ月	保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請滿了四個月之後來檢查。</li> <li>・未滿 2500g 出生的嬰兒，請從預產期開始算起，過了四個月之後請前來接受檢查。</li> <li>・接受檢查前請先餵好孩子。</li> </ul>

No.2

健診・相談名 (健検・輔導名稱)	対象年齢 (対象年齢)	場 所 (地 點)	備 考 (備 考)
1 歳 6 か月健診 一歳半健康検査	1 歳 6 か月 一歳零六個月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの歯の仕上げみがき指導を行います。歯ブラシを持参してください。</li> </ul>
2 歳児発達健診 兩歳發育健康検査	2 歳 6 か月 兩歳零六個月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・對給小孩刷牙進行指導。請記得帶上牙刷。</li> </ul>
3 歳 6 か月健診 三歳半健康検査	3 歳 6 か月 三歳零六個月	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に郵送する問診票にはご家庭で実施していただく視力検査、ささやきテストが含まれています。忘れずに実施し持参ください。</li> <li>・事先寄給的問診表裏有需要各自在家庭裏實施的視力検査、話語測驗。請別忘了實施並且把問診表帶去。</li> </ul>
乳児相談 嬰兒輔導	乳児 嬰兒	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望されるかたは事前に保健センターにお問い合わせください。</li> </ul>
幼児相談 幼兒輔導	幼児 幼兒	保健センター(月 1 回) 保健中心 (毎月一次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望接受輔導的人請事先向保健中心諮詢。</li> </ul>

※ 各健診・相談の実施日は 3 歳 6 か月児健診を除き、個人通知していません。市ホームページの保健衛生カレンダーや広報とわだをご覧になり、ご確認ください。また、当日は、母子健康手帳と子ども

もすこやか手帳内の問診票を記載の上、持参してください。

※ 各種健康検査・輔導諮詢的實施日期除了三歲半健康檢查以外，沒有進行個人通知。請查看市網頁上的保健衛生月曆表或廣報 TOWADA，確認日期。另外，當天請帶上填寫好的母子健康手冊和兒童健康手冊裏的問診表。

※ 發熱や感染症等で治療中のかたは、他児への感染の危険性がありますので、症状が治ってから、乳幼児健診にお越しください。

※ 發高燒或得了感染病等正在治療中的人，由于有傳染給其他嬰幼兒的危險性，因此請等病治好之後再作嬰幼兒健康檢查。

▶法律で定められている乳幼児・小学生の予防接種の可能年齢

▷法律所規定的嬰幼兒・小學生預防接種的可能年齡

No.1

	予防接種名 (預防接種名稱)	接種回数 (接種次數)	接種時期 (接種時期)
定期 接種	Hib (ヒブ) (不活化ワクチン)	4回	初回 生後2月～7月に接種するのが望ましい (27日～56日空けて3回行う)
			初期 出生後2-7ヶ月之間接種為佳 (共3次，每次間隔27-56天)
	Hib (Hibu) (不活化疫苗)	四次	追加 初回3回終了後7月～13月の間隔を おいて1回行う
			追加 初期的3次接種完後間隔7-13ヶ月， 接種1次
定期 接種	肺炎球菌 (不活化ワクチン)	4回	初回 生後2月～7月に接種するのが望ましい (27日以上空けて3回行う)
			初期 出生後2-7ヶ月之間接種為佳 (共3次，每次間隔27天以上)
	肺炎鏈球菌 (不活化疫苗)	四次	追加 初回3回終了後60日以上空けて12月～ 15月までに1回行う
			追加 初期的3次接種完後間隔60天以上、 在12-15個月之前，接種1次

	<四種混合> シフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ (不活化ワクチン)	4回	1 期初回 第一期初期	生後3月～12月に接種するのが望ましい。 (20日～56日空けて3回行う)  出生後3-12ヶ月之間接種為佳 (共3次, 毎時間隔20-56天)
	<四種混合> 白喉 百日咳 破傷風 小兒麻痺 (不活化疫苗)	四次	1 期追加 第一期追加	1 期初回3回終了後 12月～18月の間隔 をおいて1回行う  第一期初期的 3次接種完後間隔 12-18 個 月, 接種1次
	BCG (生ワクチン)  BCG (卡介苗) (活化疫苗)		1回  一次	生後5月～8月に接種するのが望ましい  出生後5-8ヶ月之間接種為佳

No.2

	予防接種名 (預防接種名稱)	接種回数 (接種次數)		接種時期 (接種時期)
定期 接種  定期 接種	麻しん 風しん (混合生ワクチン)	1 期 第一期	1 回 1 次	生後12月～24月に至るまでに接種する  出生後12-24ヶ月之前接種為佳
	麻疹 風疹 (混合活化疫苗)	2 期 第二期	1 回 1 次	5歳以上7歳未満の方で、小学校就学前の 1年間(就学前年度4/1～3/31まで)に 接種する  5歳以上7歳以下の兒童, 在上小學前的一 年之間(上學前一年度4/1-3/31) 接種為佳
	水痘 (生ワクチン)  水痘 (活化疫苗)		2回 两次	生後12月～15月に1回目、1回目終了後 6月～12月の間隔をおいて2回目の接種 を行うのが望ましい  出生後12-15ヶ月之間接種第1次, 第1次 接種完後間隔6-12ヶ月接種第2次為佳
	日本脳炎 (不活化ワクチン)  日本脳炎 (不活化疫苗)	4回 四次	1 期初回 第一期 初期	3歳に接種するのが望ましい(6日～28日 空けて2回行う)  3歳の時候接種為佳(共接種2次, 之間間 隔6-28天)

		1期追加 第一期追加	1期初回2回終了後約12月の間隔を おいて1回行うのが望ましい  第一期初期的2次接種完了後、 間隔12ヶ月接種1次為佳
		2期 第二期	1期追加終了後9歳に接種する のが望ましい  第一期追加接種完了後、9歳 的時候接種為佳
<二種混合> ジフテリア 破傷風 (不活化ワクチン)  <兩種混合> 白喉 破傷風 (不活化疫苗)	1回 一次	2期 第二期	四種混合1期終了後11歳に 接種するのが望ましい  四種混合第一期接種完了後、 11歳の時候接種為佳